

旭川市議会議録 第1号

○令和7年9月26日（金曜日）	20番	中野	ひろゆき
開会 午前10時05分	21番	えびな	安信
散会 午前10時47分	22番	高橋	ひでとし
	23番	菅原	範明
	24番	佐藤	さだお
○出席議員（34名）	25番	石川	厚子
1番 横山 啓一	26番	能登谷	繁
2番 いしかわ まさき	27番	高見	一典
3番 笠井 まなみ	28番	金谷	美奈子
4番 あべ なお	29番	高花	えいこ
5番 中村 みなこ	30番	中村	のりゆき
6番 江川 あや	31番	安田	佳正
7番 上野 和幸	32番	松田	卓也
8番 植木 だいすけ	33番	福居	秀雄
9番 小林 ゆうき	34番	杉山	允孝
10番 駒木 おさみ			
11番 皆川 ゆきたけ			
12番 たけいし よういち			
13番 石川 まさゆき			
14番 沼崎 雅之			
15番 まじま 隆英			
16番 高橋 紀博			
17番 品田 ときえ			
18番 塩尻 英明			
19番 高木 ひろたか			

○説明員

市長	今津 寛介
副市長	中村 寧
副市長	菅野 直行
副市長	榎井 正将
総合政策部長	熊谷 好規
行政財政改革推進部長	浅利 豪
総務部長	和田 英邦
総務部総務監	松本 賢
福祉保険部長	川邊 仁
子育て支援部長	向井 泰子
健康保健部長	山口 亮
環境部長	太田 誠二
農政部長	林 良和
建築部長	岡田 光弘
教育長	野崎 幸宏
水道事業管理者	佐藤 幸輝
市立旭川病院事務局長	木村 直樹
監査委員	大鷹 明

○事務局出席職員

議会事務局長	稻田 俊幸
議会事務局次長	林上 敦裕
議事調査課長補佐	小川 智之
議事調査課長補佐	浅海 雅敏
議事調査課主査	信濃 孝美

○会議録署名議員

15番	まじま 隆英
34番	杉山 允孝

○議事日程

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 議席の一部変更について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 議案第6号 旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 認定第1号 令和6年度旭川市一般会計決算の認定について
- 日程第5 認定第2号 令和6年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 認定第3号 令和6年度旭川市動物園事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 認定第4号 令和6年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和6年度旭川市育英事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 認定第6号 令和6年度旭川市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 認定第7号 令和6年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 認定第8号 令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 認定第9号 令和6年度旭川市水道事業会計決算の認定について
- 日程第5 認定第10号 令和6年度旭川市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第5 認定第11号 令和6年度旭川市病院事業会計決算の認定について
- 日程第6 議案第1号 令和7年度旭川市一般会計補正予算について
- 日程第7 議案第2号 令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 日程第8 議案第3号 令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について
- 日程第9 議案第4号 令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第5号 旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 旭川市21世紀の森施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第8号 旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 旭川市手数料条例及び旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第19 議案第15号 旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 旭川市春日青少年の家条例を廃止する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 変更契約の締結について
- 日程第23 報告第1号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第24 報告第2号 令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第25 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第26 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第27 報告第5号 専決処分の報告について
- 日程第28 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第29 一般質問について
-

○本日の会議に付した事件

1. 議席の指定について (決定)
1. 議席の一部変更について (決定)
1. 会期の決定について (決定)
1. 議案第6号 旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
 - 1. 認定第1号 令和6年度旭川市一般会計決算の認定について (提案説明)
 - 1. 認定第2号 令和6年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算の認定について (提案説明)
 - 1. 認定第3号 令和6年度旭川市動物園事業特別会計決算の認定について (提案説明)
 - 1. 認定第4号 令和6年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算の認定について (提案説明)
 - 1. 認定第5号 令和6年度旭川市育英事業特別会計決算の認定について (提案説明)
 - 1. 認定第6号 令和6年度旭川市介護保険事業特別会計決算の認定について (提案説明)
 - 1. 認定第7号 令和6年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算の認定について (提案説明)
1. 認定第8号 令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について (提案説明)
 - 1. 認定第9号 令和6年度旭川市水道事業会計決算の認定について (提案説明)
 - 1. 認定第10号 令和6年度旭川市下水道事業会計決算の認定について (提案説明)
 - 1. 認定第11号 令和6年度旭川市病院事業会計決算の認定について (提案説明)
1. 報告第1号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について (報告説明)
1. 報告第2号 令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について (報告説明)
1. 議案第1号 令和7年度旭川市一般会計補正予算について (提案説明)
1. 議案第2号 令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について (提案説明)
1. 議案第3号 令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について (提案説明)

1. 議案第4号 令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について (提案説明)
 1. 議案第5号 旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
 1. 議案第7号 旭川市21世紀の森施設条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
 1. 議案第8号 旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
 1. 議案第9号 旭川市手数料条例及び旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
 1. 議案第10号 旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
 1. 議案第11号 旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
 1. 議案第12号 旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
 1. 議案第13号 旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
 1. 議案第14号 旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
 1. 議案第15号 旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
 1. 議案第16号 旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
 1. 議案第17号 旭川市春日青少年の家条例を廃止する条例の制定について (提案説明)
 1. 議案第18号 変更契約の締結について (提案説明)
 1. 報告第3号 専決処分の報告について (報告説明)
 1. 報告第4号 専決処分の報告について (報告説明)
 1. 報告第5号 専決処分の報告について (報告説明)
 1. 報告第6号 専決処分の報告について (報告説明)
 1. 休会について (決定)
-

○議長（福居秀雄） ただいまから、令和7年第3回定例会を開会いたします。
本日の出席議員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、15番まじま隆英議員、34番杉山允孝議員の両議員を指名いたします。

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（稻田俊幸） 御報告申し上げます。

議事日程について、本日の議事日程は、御配付申し上げております議事日程表のとおりでありますので、その朗読は省略いたします。

次に、説明員の出席要求について、本定例会に提出議案等の説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、市長をはじめ、各関係機関に対し、説明員の出席を求めております。

次に、請願・陳情議案の委員会付託について、本件は、御配付申し上げております請願・陳情議案付託表のとおり、請願第2号及び陳情第18号の以上2件はいずれも民生常任委員会に、陳情第19号は経済建設常任委員会に、陳情第20号は子育て文教常任委員会にそれぞれ付託をいたします。

次に、例月出納検査結果報告について、監査委員から、令和7年8月25日付で、7月分の現金出納及び現金残高については、各会計とも正確である旨の報告書の提出がありましたので、御報告いたします。

次に、旭川市議会常任委員会委員の選任について、去る9月7日、旭川市議会議員にいしかわまさき議員が当選されたことに伴いまして、旭川市議会委員会条例第6条第1項の規定に基づき、9月16日、議長において、経済建設常任委員会委員に同議員を指名いたしましたので、御報告いたします。

以上。

○議長（福居秀雄） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

9月7日、旭川市議会議員に当選の決定を見ましたいしかわまさき議員の議席につきましては、会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めることになっておりますので、ただいまから議長の定める議席について事務局長から発表いたします。

○議会事務局長（稻田俊幸） 議席を申し上げます。

いしかわまさき議員、1番。

以上。

○議長（福居秀雄） ただいま事務局長から発表いたしましたとおり、いしかわまさき議員の議席を指定いたします。

○議長（福居秀雄） 日程第2、議席の一部変更についてを議題といたします。

本案は、議員の所属会派の決定に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更しようとするものであります。

本案について、事務局長から発表いたします。

○議会事務局長（稻田俊幸） 議席の一部変更を申し上げます。

1番いしかわまさき議員は2番へ、2番横山議員は1番へ、それぞれ変更いたします。

以上。

○議長（福居秀雄） お諮りいたします。

ただいま事務局長から発表いたしましたとおり、議席の一部を変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま事務局長から発表いたしましたとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月23日までの28日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から10月23日までの28日間と決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第4、議案第6号、旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

木村病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（木村直樹） 議案第6号、旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、削減病床1床につき410万4千円が支給されます国の病床数適正化支援事業補助金につきまして、このたび、当院に対して10床分を支給する旨の内示がありましたことから、許可病床数を10床削減し、一般病床を372床から362床にしようとするものでございます。

施行日につきましては、公布の日としております。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） ここで、お諮りいたします。

この際、日程の一部を変更し、日程第5から日程第28までの認定第1号ないし認定第11号、議案第1号ないし議案第5号、議案第7号ないし議案第18号及び報告第1号ないし報告第6号の以上34件を一括して議題とし、順次、提出者の説明並びに監査委員からの決算、健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告を求めるにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第5から日程第28までの認定第1号ないし認定第11号、議案第1号ないし議案第5号、議案第7号ないし議案第18号及び報告第1号ないし報告第6号の以上34件を一括して議題といたします。

まず、認定第1号ないし認定第11号、報告第1号及び報告第2号の令和6年度旭川市各会計決算の認定及びこれに関連を有する議案の以上13件について、提出者の説明を求めます。

中村副市長。

○副市長（中村 寧）（登壇） 認定第1号から認定第11号までの令和6年度旭川市各会計決算の概要について御説明申し上げます。

令和6年度は、市民生活の安全・安心、子育て支援、地域経済対策、DX・行財政改革などに重点的に財源を配分するとともに、物価高騰下での生活者や事業者への支援など、全7回の補正予算を取りまとめました。また、事業執行に当たっても、持続可能な財政基盤の確立に向け、最少の経費で最大の効果を上げられるよう努めてまいりました。

令和6年度の予算執行状況については、一般会計では、形式収支で16億8千495万8千962円の剰余となっており、繰越明許費に係る翌年度繰越財源2億936万2千844円を差し引いた実質収支では、14億7千559万6千118円の剰余となっております。

なお、条例に基づき、その2分の1に相当する額7億3千779万8千118円を財政調整基金に編入しております。

企業会計を除く特別会計では、7会計の合計で、形式収支、実質収支ともに8億2千171万122円の剰余となっております。

一般会計では、歳入執行率は93.7%、歳出執行率は92.9%となっております。

歳入で、予算現額と収入済額を比較し、増となったものとしては、12款株式等譲渡所得割交付金で1億1千468万9千円、13款法人事業税交付金で8千450万円、14款地方消費税交付金で3億7千817万7千円などとなっております。

減となったものとしては、16款使用料及び手数料のうち、土木使用料で1億3千174万9千906円、17款国庫支出金のうち、総務費国庫補助金で13億3千841万4千684円、民生

費国庫補助金で1億4千649万7千円、土木費国庫補助金で7億2千957万6千34円、教育費国庫補助金で7億9千255万7千114円、18款道支出金のうち、民生費道補助金で1億9千854万9千円、農林水産業費道補助金で2億5千762万5千409円、20款寄附金のうち、一般寄附金で2億8千737万8千67円、21款繰入金のうち、財政調整基金繰入金で28億6千209万1千円、23款諸収入のうち、商工費貸付金元利収入で8億9千319万1千813円、雑入で2億7千307万5千862円、24款市債のうち、土木債で5億6千580万円、教育債で32億7千610万円などとなっております。

なお、減となったもののうち、17款国庫支出金で15億9千905万8千730円、18款道支出金で3千948万1千円、24款市債で28億1千940万円を繰越明許費の財源として翌年度へ繰り越しております。

次に、歳出における不用額の主なものとしては、2款総務費のうち、ふるさと納税推進費で1億4千999万3千660円、3款民生費のうち、住民税均等割のみ課税世帯給付金支給費で4億4千726万4千48円、後期高齢者医療療養給付費負担金で2億7千545万7千959円、介護保険事業特別会計繰出金で2億2千966万5千129円、生活保護等費で2億2千401万1千886円、物価高騰重点支援給付金支給費で2億1千517万5千737円、定額減税補足給付金支給費で1億8千516万8千540円、障害者自立支援給付費で1億3千464万6千482円、老人福祉施設等整備推進補助金で1億2千928万1千528円、低所得世帯こども加算金支給費で1億2千595万1千213円、国民健康保険事業特別会計繰出金で1億2千522万6千25円、児童手当支給費で1億2千418万5千102円、介護サービス等継続支援費で1億629万7千799円、4款衛生費のうち、予防接種費で2億7千467万5千793円、6款農林水産業費のうち、畑地化促進事業費で1億172万6千150円、7款商工費のうち、中小企業振興資金融資事業費で8億2千136万9千767円、動物園事業特別会計繰出金で1億8千874万3千171円、8款土木費のうち、除雪費で4億4千338万3千205円、道路橋りょう整備費で2億8千45万3千82円、10款教育費のうち、学校施設冷房設備整備費（小学校）で2億2千899万6千566円、学校施設大規模改修費（小学校）で1億4千331万1千813円、学校給食管理費（小学校）で1億288万9千427円、13款職員費のうち、共済組合等事業主負担金で4億112万7千509円、給料及び諸手当で1億3千268万7千954円などとなっております。

なお、中心市街地活性化推進費のほか31事業については、繰越明許費として46億6千730万2千574円を翌年度へ繰り越しております。

このほか、主要施策については主要施策の成果報告書を、臨時事業の実施事業については決算事項別明細書の228ページ以降を御参照願います。

次に、特別会計です。

国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出差引きで2億3千843万8千547円、介護保険事業特別会計では5億508万4千806円の剩余となりましたので、条例に基づき、その全額を基金に編入しております。

公共駐車場事業特別会計では6万6千920円、育英事業特別会計では115万2千844円、母子福祉資金等貸付事業特別会計では7千334万5千150円、後期高齢者医療事業特別会計で

は362万1千855円の剰余となっております。

また、動物園事業特別会計については、収支均衡で決算を了しております。

次に、企業会計です。

水道事業会計については、収益的収支では9億8千270万7千620円の剰余、資本的収支では35億9千257万1千439円の収支不足、下水道事業会計については、収益的収支では3億5千989万2千753円の剰余、繰越工事資金3万1千600円を除いた資本的収支では27億4千859万6千307円の収支不足、病院事業会計については、収益的収支では13億7千798万6千896円の収支不足、資本的収支では5億9千87万3千377円の収支不足となっております。

なお、資本的収支における収支不足は、3会計とも損益勘定留保資金等で補填しております。

以上、令和6年度各会計決算の概要について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第1号及び第2号の令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして御説明申し上げます。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がなかったことから算定されなかったところであります。実質公債費比率については9.1%、将来負担比率については84.2%となっております。この結果、いずれの比率も早期健全化基準には至っておりません。

次に、報告第2号、令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告についてございますが、資金不足比率については、水道事業会計、下水道事業会計の2会計とも資金不足額がなかったことから算定されなかったところであります。病院事業会計においては、7億693万4千813円の資金不足額が生じ、6.9%となりましたが、経営健全化基準の20%には至っておりません。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、御報告申し上げます。（降壇）

○議長（福居秀雄） 次に、本決算、健全化判断比率及び資金不足比率に対する監査委員の審査意見について報告を求めます。

大鷹監査委員。

○監査委員（大鷹 明）（登壇） 監査委員を代表いたしまして、令和6年度各会計決算並びに同決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、審査結果を御報告申し上げます。

これらにつきましては、地方自治法など関係法令の規定に基づき、市長から監査委員の審査に付されましたので、旭川市監査基準に準拠して審査を実施し、4名の監査委員の合議をもって審査意見を決定したところでございます。

初めに、令和6年度各会計決算についてですが、審査に当たりましては、決算書類が法令に準拠して調製されているか、また、表示されている決算計数が正確であるかにつきまして検証したほか、予算執行状況の確認、財政的見地からの計数の分析等を行いました。

その結果、各会計とも、決算書類の様式は法令に準拠して調製されており、表示された諸計数は関係諸帳簿等といずれも符合し、正確であると認められました。

次に、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてですが、審査に

当たりましては、各比率が適正に算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかにつきまして、関係諸帳簿等との照合などを行いました。

その結果、各比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも法令等に従って行われており、適正であると認められました。

それぞれの審査内容につきましては、御配付されております各会計決算並びに健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書にお示ししておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、審査結果の御報告といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） 次に、議案第1号ないし議案第5号、議案第7号ないし議案第18号及び報告第3号ないし報告第6号の令和7年度旭川市一般会計補正予算、国民健康保険事業特別会計補正予算、介護保険事業特別会計補正予算、後期高齢者医療事業特別会計補正予算、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、21世紀の森施設条例の一部を改正する条例の制定、空家等及び空地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定、手数料条例及び建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定、春日青少年の家条例を廃止する条例の制定、変更契約の締結、専決処分の報告の以上21件について、議案番号の順序に従い、順次、提出者の説明を求めます。

熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 議案第1号から第4号の令和7年度各会計補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

以下、補正予算書で御説明申し上げます。

議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算につきましては、1ページから2ページの第1表歳入歳出予算補正にお示しいたしておりますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億9千153万3千円を追加し、1千811億7千876万4千円にするものでございます。

その内容といたしましては、9ページから11ページの事項別明細書歳出にお示しいたしておりますように、9ページの2款総務費では、住民記録及び謄抄本事務費で228万1千円、9ページから10ページにわたりますが、3款民生費では、障害者自立支援給付費など9事業で7千306万1千円、10ページ、4款衛生費では、粗大ごみ収集デジタル化事業費など2事業で1千698万2千円、6款農林水産業費では、スマート農業・省力化技術導入支援費で26万円、7款商工費では、中小企業等省エネルギー設備導入支援補助金償還金で114万9千円、10ページから11ページにわたりますが、8款土木費では、除雪費など2事業で5億1千740万円、11ページ、10款教育費では、統廃合等通学支援費など2事業で8千40万円をそれぞれ追加するものでございます。

これらの財源につきましては、7ページから8ページの歳入にお示しいたしておりますように、7ページの17款国庫支出金で975万3千円、22款繰越金で1億1千199万6千円、23款諸収入で1億458万4千円、8ページの24款市債で4億6千520万円をそれぞれ追加するものでございます。

ページを戻っていただき、3ページの第2表債務負担行為補正では、粗大ごみ収集配車管理システム開発等業務委託料など3つの事項について債務負担行為を追加するものでございます。

第3表地方債補正では、ごみ処理施設整備事業など2件の限度額を変更するものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

議案第2号、令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2千630万8千円を追加し、342億5千74万円にするものでございます。

その内容といたしましては、17ページ下段の事項別明細書歳出にお示しいたしておりますように、1款総務費の管理事務費で1億2千630万8千円を追加するものでございます。

この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、3款道支出金で同額を追加するものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

議案第3号、令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4千963万3千円を追加し、372億4千9万5千円にするものでございます。

その内容といたしましては、18ページ下段の事項別明細書歳出にお示しいたしておりますように、6款諸支出金の償還金で1億4千963万3千円を追加するものでございます。

この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、6款繰入金で同額を追加するものでございます。

最後に、6ページを御覧ください。

議案第4号、令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5千461万5千円を追加し、66億3千318万9千円にするものでございます。

その内容といたしましては、19ページ下段の事項別明細書歳出にお示しいたしておりますように、1款総務費の管理事務費で5千461万5千円を追加するものでございます。

この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、6款道支出金で同額を追加するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 山口健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 議案第5号、旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整理しようとするものでございます。

施行日につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の

一部を改正する法律の施行日に合わせ、令和7年11月20日としております。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 林農政部長。

○農政部長（林 良和） 議案第7号、旭川市21世紀の森施設条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、経年劣化によって旭川市21世紀の森施設内の森林学習展示館を廃止するため、旭川市21世紀の森施設条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 岡田建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 議案第8号及び議案第9号について、提案理由を御説明いたします。

議案第8号、旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、緊急安全措置を行った後の所有者等への通知につきまして、所有者等、またはその所在が不明な場合など、やむを得ない理由により通知することが困難な場合に係る規定を整備しようとするもので、施行日は公布の日を予定しております。

続きまして、議案第9号、旭川市手数料条例及び旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本年9月に建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、引用条項を整備するほか、所定の規定の整備をしようとするもので、施行日は、本年9月の建築基準法施行令の改正に係る規定の整備は本年11月1日、その他所要の規定の整備は公布の日を予定しております。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 向井子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 議案第10号から議案第17号までの以上8件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第10号から議案第16号までの7件につきまして、関連がありますことから、一括して御説明を申し上げます。

議案第10号、旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号、旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第13号、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第14号、旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第15号、旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第16号、旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定の以上7件につきましては、いずれも、児童福祉法等に基づく関係省令等の一部が改正されたことを受け、本市が条例で定めている基準について、引用条項等の整備及び所要の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、関係省令の施行日に合わせ、令和7年10月1日及び公布の日としております。

次に、議案第17号、旭川市春日青少年の家条例を廃止する条例の制定についてでございます。本案は、旭川市春日青少年の家条例に基づき設置しております旭川市春日青少年の家の廃止に伴い、当該条例を廃止しようとするものでございます。

旭川市春日青少年の家は、昭和48年に廃校となった春日小学校校舎を活用した野外活動施設として昭和52年から開設をしておりますが、開設から40年以上が経過し、施設が著しく老朽化している状況や、利用者数の減少等から、青少年の健全育成を目的として市が運営する施設として一定の役割を終えたものと判断し、当該施設を廃止することとしたものでございます。

施行日は、令和7年11月1日としております。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 松本総務監。

○総務部総務監（松本 賢） 議案第18号、変更契約の締結につきまして、提案理由を御説明いたします。

本案は、令和6年6月24日に議決をいただきました第2豊岡団地建替（3）新築工事につきまして、インフレスライドに対処するため、契約金額12億670万円を12億3千169万149円に改めようとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 和田総務部長。

○総務部長（和田英邦） 報告第3号、専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。

本案は、庁用自動車による交通事故に関し、損害賠償の額を定めたものでございます。

昨年9月11日、市内神居9条4丁目におきまして、庁用の軽乗用車が北電柱の支線と接触して、同乗していた相手方が負傷し、損害を与えたもので、その損害賠償の額を80万6千137円と定め、本年7月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 川邊福祉祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） 報告第4号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件は、本年5月12日14時50分頃、福祉保険部職員が、訪問調査のため、対象者宅を訪れ、終了後、立ち上がった際に体勢を崩し、はずみで共同住宅内の壁に左肘をぶつけ、直径4センチメートルほどのくぼみができたものでございます。

この事故により、当該共同住宅所有者に損害を与えたことで、市の過失割合を100%、損害賠償額を6万1千160円と定め、本年6月30日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 太田環境部長。

○環境部長（太田誠二） 報告第5号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件は、本年5月2日、江丹別町芳野の旭川市廃棄物処分場に接する市道におきまして、処分場敷地内の樹木の枝が落下し、走行中の相手方の車両の一部を破損する損害を与えたもので、市の負担割合を100%とし、その損害賠償額を27万8千487円と定め、本年6月30日に専決処分

させていただきましたことから、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（福居秀雄） 松本総務監。

○総務部総務監（松本 賢） 報告第6号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

整理番号1、旭川空港侵入警戒センサー電気設備工事は、新労務単価への改定に伴う特例措置に對処するため、契約金額2億6千950万円を2億7千151万2千479円に変更するもので、令和7年7月11日に専決処分させていただいたものでございます。

整理番号2、豊岡小学校屋体増改築工事は、インフレスライドに伴う設計変更に對処するため、契約金額7億3千480万円を7億5千344万5千612円に変更するもので、令和7年8月18日に専決処分させていただいたものでございます。

整理番号3、旭山動物園遊戯施設整備工事は、遊具設置箇所の地面が地下水によりぬかるんで使用に支障を来すおそれがあることから、排水対策を行うための設計変更に對処するため、契約金額1億5千235万円を1億5千407万7千円に変更するもので、令和7年9月9日に専決処分させていただいたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（福居秀雄） 以上で、提出者の説明を終わります。

したがいまして、これより各号議案に対する質疑に入る順序となるわけでありますが、議事運営の都合により、この場合、議案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

○議長（福居秀雄） ここで、お諮りいたします。

本定例会は、議案調査等のため、明9月27日から29日までの3日間、休会することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、明9月27日から29日までの3日間、休会することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 本日の会議は、以上で終わりたいと思います。

なお、9月30日、本日に引き続き午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

9月30日の議事日程は、本日の続行であります。

それでは、本日の会議は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時47分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署名議員

署名議員